

鹿沼市広告入り窓口用封筒無償提供者募集要項

鹿沼市の窓口等における市民サービスの向上、経費の削減及び地域経済の活性化を図ることを目的として、広告入り窓口用封筒を無償で提供していただける事業者を募集します。

1 無償提供していただくもの

広告入り窓口用封筒（住民票等の各種書類を持ち帰り用として利用するための窓口用封筒）

※来庁者が必要に応じて自由に利用するもので、市が利用を義務付けているものではありません。

(1) 規格及び製作予定枚数

- ① 角形2号もしくは同程度のもの 60,000枚
- ② 角形6号もしくは同程度のもの 30,000枚

※上記は、年間の使用見込み枚数であるため、この数量を超える枚数が必要となった場合は、追加で無償提供をお願いすることがあります。

(2) 広告掲載面積

広告掲載の面積は封筒面積の3分の1程度とし、残りの部分には、本市の指定する市政情報等を掲載していただきます。

2 設置期間及び設置場所

期間：令和2年1月から令和2年12月までの1年間とします。

場所：鹿沼市役所本庁舎市民課・税務課・納税課、コミュニティセンター(14か所)
その他市長が指定する場所

3 納品方法

上記設置場所ごとに別に指示する数量により直送及び分納してください。

4 広告入り窓口用封筒の無償提供者の要件

次の要件を全て満たすものとします。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成11年法律第147号）規定による処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- ② 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定による処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- ③ 市町村税等に滞納がないこと。
- ④ 本市において一般競争入札参加停止又は指名停止を受けていないこと。

- ⑤ その他本募集要項の定める条件及び鹿沼市広告入り窓口用封筒無償提供に関する取扱要綱を遵守すること。

5 広告掲載の範囲

(1) 業種又は業者

次の各号のいずれかに該当する業種または業者に係る広告は掲載できません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの又は類するもの
- ② 消費者金融又は高利貸しに係るもの
- ③ たばこに係るもの
- ④ 公営を除くギャンブルに係るもの
- ⑤ 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続き中の事業者
- ⑥ 市の指名停止措置を受けている事業者であって、当該業者の広告を掲載することで市民等に不適切であると市長が認めるもの
- ⑦ 各種法令に違反しているもの
- ⑧ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ⑨ 規制対象となっていない業種においても、社会問題をおこしている業種や事業者
- ⑩ 前各号に類するものと市長が認めたもの

(2) 広告内容

次のいずれかに該当する内容の広告は掲載できません。

- ① 人権侵害、差別、名誉棄損となるもの又はそのおそれがあるもの
- ② 法令等で製造、販売等が禁止されている商品、無許可商品及び粗悪品などの不適切な商品またはサービスを提供するもの
- ③ 他の者を誹謗し、中傷または排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- ④ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- ⑤ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- ⑥ 宗教性のあるもの及び布教推進を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- ⑦ 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えもの又はそのおそれのあるもの
- ⑧ 虚偽、誇大又はまぎらわしい表現等により消費者に誤解又は不利益を与えるおそれのあるもの
- ⑨ 意見広告、個人的宣伝又は人材募集に類するもの
- ⑩ 広告の内容が明確でないもの
- ⑪ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどの推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- ⑫ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- ⑬ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

- ⑭ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- ⑮ 暴力又はわいせつ性を連想、想起させるもの
- ⑯ 公営ギャンブル以外のギャンブル等を肯定するもの
- ⑰ 市の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- ⑱ 知的財産権（著作権、特許権、商標権等）その他法令に基づき保護される第三者の権利を損害するもの又はそのおそれがあるもの
- ⑲ その他広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

6 広告主の優先順位

広告は、本市に活動拠点を持つ法人その他の団体または個人のを優先させることとします。

7 募集期間

令和元年8月1日（木）から令和元年8月15日（木）

※持参の場合の受付時間 午前8時30分から午後5時15分（土日祝日を除く）

8 提出先及び提出方法

(1) 提出先

鹿沼市市民部市民課市民サービス係

〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町1688番地1

電話 0289-63-2121

(2) 提出方法

上記窓口を持参、郵送（必着で書留郵便に限る）又は宅配便（必着）により提出してください。

9 提出書類

- ① 鹿沼市広告入り窓口用封筒無償提供申込書（様式第1号）
- ② 企画提案書（別紙）
- ③ 会社案内等（会社の事業内容、経歴などがわかるもの）
- ④ 法人登記に係る現在事項証明書（個人事業主の場合は、身分証明書）
- ⑤ 住所を有する市町村に対し、納税義務のある全ての税目の滞納がないことを証明する書類（納税証明書等）
- ⑥ 窓口用封筒見本（製作実績のない場合は窓口用封筒の案）

※④⑤については提出前3か月以内のもの

10 選定基準

- ① 鹿沼市広告入り窓口用封筒無償提供に関する取扱要綱に従い、提出された書類に

基づき、企画内容、デザイン、実現性、業務内容、信頼性などを総合的に評価し、1事業者を選定します。

- ② 選定結果については、申込者に対し「鹿沼市広告入り窓口用封筒無償提供者選定結果通知（様式第2号）で通知します。また、選定した無償提供者の所在及び名称並びに連絡先については、市ホームページ等において公表します。

1 1 協定書の締結

窓口用封筒の製作及び無償提供の手続きに関して、本市と無償提供者双方で協定書を取り交わすものとします。

1 2 注意事項

- ① この募集要項に適合しないもの、虚偽の内容が記載されているものは失格となります。
- ② 審査の経緯の公表はしません。また、審査結果に対するの異議申立ては、受け付けません。
- ③ 提出に要する費用は、応募者に負担とさせていただきます。
- ④ 提出された書類は、原則として返却しません。
- ⑤ その他、「鹿沼市広告事業実施要綱」及び「鹿沼市広告入り窓口用封筒無償提供に関する取扱要綱」の規定を理解、了承の上応募してください。